第７部リハビリテーション、Ｈ

告示　　Ｐ．２１５－２２４

Ｈ００１　脳血管疾患等リハビリテーション料
疾患別リハビリテーション料の実施者別職種ごとの区分の新設

Ｐ２４３
１．脳血管疾患等リハビリテーション料　１単位

	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）
イ　理学療法士による場合	２４５点	２００点	１００点
ロ　作業療法士による場合	２４５点	２００点	１００点
ハ　言語聴覚士による場合	２４５点	２００点	１００点
ニ　医師による場合	２４５点	２００点	１００点
ホ　イからニまで以外の場合			１００点

リハビリテーション対象患者等の新設として、

Ｐ２４１　別表第九の十
　急性期リハビリテーション加算の対象となる患者
一　相当程度以上の日常生活能力低下を来している患者
二　重度認知症の状態にあり、日常生活をおくる上で介助が必要な患者
三　特別な管理を要する処置等を実施している患者
四　リハビリテーションを実施する上で感染対策が特に必要な感染症並びに
　それらの疑似症患者

発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から１８０日を越えて所定点数を算定する場合

Ｐ２４４

２．脳血管リハビリテーション料　１単位

		（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）
（１）	理学療法士による場合	１４７点	１２０点	６０点
（２）	作業療法士による場合	１４７点	１２０点	６０点
（３）	言語聴覚士による場合	１４７点	１２０点	６０点
（４）	医師による場合	１４７点	１２０点	６０点
（５）	（１）～（４）まで以外の場合			６０点

脳血管疾患等リハビリテーション料（１）に関する施設基準の新設

Ｐ２００
　Ｈ００３－３　リハビリテーション計画提供料　削除
　Ｈ００３－２　リハビリテーション総合計画評価料　削除

Ｐ１９９
　(10) (11) 要介護認定を申請中の者又は介護保険法第６２条に規定する要介護被保険者等であって、介護保険によるリハビリテーションへの移行を予定しているものについて、指定通所リハビリテーション事業所等又は他の医療関に対して、リハビリテーション実施計画又はリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供できる体制を整備していること

Ｐ１９８

脳血管疾患等リハビリテーション料算定要件（新設）

⑰要介護認定を申請中の者又は介護保険法第６２条に規定する要介護被保険者等であって、介護保険によるリハビリテーションへの移行を予定しているものについて、当該患者の同意が得られた場合に、利用を予定している指定通所リハビリテーション事業所等に対して、３月以内に作成したリハビリテーション実施計画又はリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供すること。利用を予定している指定通所リハビリテーション事業所等とは、当該患者、患者の家族等又は当該患者のケアマネジメントを担当する居宅介護支援専門員を通じ、当該患者の利用について検討する意向が確認できた指定通所リハビリテーション事業所等をいう。尚、当該患者が、直近３月以内に目標設定等支援・管理料を算定している場合には、目標設定等支援・管理シートも併せて提供すること。

急性期・回復期等の官需兄対する口腔管理も取り組み推進

Ｐ２３７

第２　具体的な内容

入院した患者全員に対し、入院後４８時間以内にADL、栄養状態及び口腔状態に関する評価を行い、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理に係る計画に作成及び計画に基づく多職種による取組を行う体制の確保に係る評価を新設するとともに、ADL維持向上等体制加算を廃止する。

（新）　リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（１日につき）

１２０点

Ｐ２７１

回復期等の患者に対する口腔機能管理の推進

回復期リハビリテーション病棟等に入院する患者に対する口腔機能管理等の場合

新設	回復期等口腔機能管理計画策定料	３００点
	回復期等口腔機能管理料	２００点
	回復期等専門的口腔衛生処置	１００点